

# 社会福祉法人五城目町社会福祉協議会 諸規程等の管理規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人五城目町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の諸規程等の制定及び改廃についての必要事項を定め、かつ、諸規程等を体系的に整備して管理することを目的とする。

## (定義)

第2条 諸規程とは、本会の業務遂行に関して遵守すべき基準として、次の手続きを経て定めたものをいう。

## (種類)

第3条 諸規程の種類は、次のとおりとする。

(1) 規程 本会の基本となる事項又は業務運営の基本となる事項を定めたものをいう。定款、定款施行細則、評議員選任・解任委員会運営細則及び就業規則については規程とする。

(2) 要綱 規程の委任を受けて、規程に定められた事項を実際の業務に適用するに際し、必要となる基準を定めたものをいう。

(3) 要領 規程及び細則等で定められた事項を実際の業務に適用するに際し、必要となる詳細な方法を定めたものをいう。

2 規程及び細則等の体系は別表のとおりとする。

## (制定及び改廃の権限)

第4条 諸規程の制定及び改廃の決定権限は、次のとおりとする。

(1) 規程 理事会(ただし、評議員の議決事項となっているものについては、評議員会の決議を決定権限とする。)

(2) 要綱 会長

(3) 要領 事務局長

## (効力)

第5条 諸規程の制定及び改正は、原則として施行の日をもって効力を生じるものとする。

2 改正又は廃止された諸規程は、新規程などの施行の日の前日をもって効力が消滅するものとする。

## (収録等)

第6条 新たに諸規程が制定又は改廃された諸規程は、これを規程集に収録する。

- 2 諸規程集管理の総括責任者は事務局長とし、責任者を事務局次長とする。
- 3 規程集は、事務局に備え置くものとする。

#### 附 則

この規程は、平成 30 年 1 月 22 日から施行する。ただし、別表の規程番号 35 号の廃止及び規程番号 48 号の規定については、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

	(別表)			
	規程番号	規程名	区分	備考
	1	定款	基本規程	
	2	定款施行細則	基本規程	
	3	会員規程	基本規程	
	4	会費納入規程	基本規程	
	5	事務局規程	組織・総務関係規程	
	6	就業規則	労務・人事管理規程	
	7	臨時職員及びパート職員就業規則	労務・人事管理規程	
	8	育児・介護休業等に関する規程	労務・人事管理規程	
	9	経理規程	財務管理関係規程	
	10	給与規程	労務・人事管理規程	
	11	退職金支給規程	労務・人事管理規程	
	12	職員等の旅費規程	労務・人事管理規程	
	13	役員等旅費規程	基本規程	廃止
	14	評議員選任規程	基本規程	
	15	災害罹災者に対する見舞金等交付規程	組織・総務関係規程	
	16	委員会規程	基本規程	
	17	社会福祉基金規程	財務管理関係規程	
	18	福祉員設置規程	基本規程	
	19	たすけあい資金貸付規程	組織・総務関係規程	
	20	たすけあい資金運営委員会規程	組織・総務関係規程	
	21	たすけあい資金の償還金支払免除規程	組織・総務関係規程	
	22	たすけあい資金の償還金支払猶予規程	組織・総務関係規程	
	23	自動車管理規程	組織・総務関係規程	
	24	慶弔見舞規程	組織・総務関係規程	
	25	表彰規程	基本規程	
	26	生活福祉資金貸付調査委員会規程	組織・総務関係規程	
	27	指定訪問介護事業運営規程	介護事業関係規程	
	28	障害者自立支援事業運営規程	介護事業関係規程	
	29	居宅介護支援事業運営規程	介護事業関係規程	
	30	訪問看護ステーション運営規程	介護事業関係規程	
	31	屋内ゲートボール場管理運営規程	施設管理規程	
	32	個人情報保護規程	組織・総務関係規程	
	33	コンピューター情報システム運用管理	組織・総務関係規程	

		規程		
	34	職員被服貸与規程	組織・総務関係規程	
	35	介護予防訪問介護及び介護予防日常生活支援総合事業第1号訪問事業事業運営規程	介護事業関係規程	廃止
	36	介護予防訪問看護ステーション運営規程	介護事業関係規程	
	37	役員等及び評議員の報酬等に関する規程	基本規程	廃止
	38	職員自家用車の公務使用取扱規程	組織・総務関係規程	
	39	職員研修規程	組織・総務関係規程	
	40	職員成績評価基準規程	組織・総務関係規程	
	41	業務管理体制整備規程	組織・総務関係規程	
	42	評議員選任・解任委員会運営細則	基本規程	
	43	役員等の報酬等に関する規程	基本規程	
	44	評議員等の費用弁償に関する規程	基本規程	
	45	会長専決規程	基本規程	
	46	障がい者移動支援事業運営規程	介護事業関係規程	
	47	諸規程等の管理規程	基本規程	
	48	介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス運営規程	介護事業関係規程	